

令和4年度 音楽資源活用事業運営業務 概要仕様書 (沖縄振興特別推進交付金事業)

1 目的

本市はアメリカ文化の影響を強く受けたロックやジャズ、また民謡やエイサー等多彩な芸能文化にあふれ、芸能のまちとしての地域特性から、これまで多くのミュージシャンが県内外で活躍している。これら本市の豊富な音楽・芸能などの貴重な資料を文化資源として発掘し、収集・整理・常設展示を行うことにより、音楽によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

2 委託期間

着手の日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

(1) 沖縄市音楽資料館「おんがく村」運営業務

本市の中心市街地に常設展示スペースを確保・整備・運営し、収集した音楽・芸能資源を常設展示するとともに、本市の音楽資源情報を発信すること。

① おんがく村開館日

運営は原則、下記のとおりに行うこと。但し、以下アを除き、市と協議により変更も可能とする。

ア 場 所：沖縄市中央1丁目7番3号

イ 開 館 日：令和4年4月1日から令和5年3月31日

※受託者の変更があった場合には令和4年4月10日までに開館すること。

ウ 開館時間：毎日12:00から18:00

エ 休 館 日：年末年始(12/30～1/3)、旧盆最終日

※台風等の災害時における閉館については市と協議をして決めること。

※閉館時にはHPやFacebook、張り紙を活用し周知すること。

オ 入 館 料：無料

② 展示スペースの拡充、展示内容の見直し等を行い、何度も訪れたくなる、魅力あるスペースとなるよう努めること。また、時代の流れに沿って閲覧、展示案内ができるよう展示方法を工夫し、より効果的に音楽資源情報を発信できるように努めること。

③ 展示内容の概要説明が行えるスタッフを1名以上配置し、専門的な音楽解説が聞ける環境を整えること。

④ 沖縄音楽史の年表作成。

⑤ 来館者に対するアンケート調査を行うこと。

- ⑥業務内容のマニュアルを作成すること。
- ⑦新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄市主催イベント、市施設の貸館業務等実施ガイドライン」や沖縄県対処方針等に基づき、常に予防対策を講ずること。
- ⑧その他運営に関する業務。

(2) 沖縄の音楽・芸能資源の収集及び整理

沖縄市を中心とした沖縄県内の音楽・芸能資源の写真、音源、映像、関連グッズ等。市外へ散財している資源についても調査・収集、寄贈資料の収集点数増加にも努めることとする。

- ①収集点数は写真10点、音源10点、映像10点、その他関連グッズ10点を目安とし、40点以上とする。収集物については可能な限りデータ化し、現物については市へ納めるものとする。
- ②収集する資源は、ロック、ジャズ、フォーク、民謡等すべてのジャンルを対象とする。
- ③収集物は、寄贈・買い取りを明確にすること。
- ④収集物は将来的な一般への貸出対応を見越して整理を行うこと。
- ⑤所有資源一覧の公開を目標とし、整理すること。
- ⑥資源を購入する際は市と協議の上、購入すること。
- ⑦令和3年度までに本事業で作成された音楽年表をもとに1945年から1965年頃の音楽に関する出来事や、その時代を代表する歌手等に関する収集物等の説明資料（以下 ア、イ、ウ、エを参照）を作成すること。なお、資料の作成にあたっては市と協議を行いながら進めること。
 - ア その時代にどのような音楽(ジャンル)が流行ったのか、流行った経緯 など
 - イ 代表する歌手のプロフィールや代表曲 など
 - ウ その時代が分かる代表的な収集物 など
 - エ 常設展示を行う写真や収集物 など

(3) 収集資料のデジタル化、常設展示スペース内視聴ブースの確保

収集資料のデジタル化を進め、複数人が資料（音源、写真等）を閲覧、視聴できるブースを設置すること。

- ①資料のデジタル化に際し、取り込んだデータが現物と比べ、品質的な劣化が少なくなるよう努力すること。音源の取り込み等スタッフが日々の業務で対応できるものは行い、出来るだけ低コストで進めるよう努力すること。また、デジタル化された資料が消失しないようにデータのバックアップを行う等対策を講ずること。

②収集資料のデジタル化・タブレット視聴システム（音源視聴・写真閲覧・収集物検索）に取り組む優先順位については下記の通り行うこと。

【音源視聴システム】

- ・取り込み作業は、劣化が早いレコード・カセットテープを優先的に行うこと。
- ・視聴システムに取り込めないものについては、ハードディスク等でデータ保存を行うこと。

【写真閲覧システム】

- ・全ての写真を取り込むこと。

【収集物検索システム】

- ・収集を行っているすべての資料についてリスト化を行い、システムから検索できるようにすること。（CDや本、冊子等は表紙を画像登録して検索できるようにすること）

③タブレット視聴システムについては、曖昧な検索方法でも目当ての資料が探しやすいように工夫すること。また、見やすく操作がしやすいように改善を行うこと。

(4)ミュージシャン及び音楽関係者への聞き取り調査

各ジャンルのミュージシャンや関係者への聞き取り調査を行うこと。

- ①ミュージシャンの活動歴、代表曲、時代背景等
- ②音楽関係者への聞き取り（作詞・作曲家、プロデューサー、出版関係者、新聞社、テレビ局等）
- ③聞き取り調査にて得た情報は HP や館内常設展示にて公表すること。
文字を起こし、文書にて保存を行い、館内閲覧用、HP 公開用に分けること。また、全国の方が閲覧することを前提に考え、注意文や注釈を入れるなど工夫すること。

(5)広報・集客業務

広報については各種イベントの効果的な集客につながるよう期間や方法を十分に検討し、計画的に行うこと。また、集客の結果を検証し、イベントの広報計画の改善につなげること。

- ①HP や Facebook 等のメディアを活用し、常に最新情報を掲載すること。イベント後や周知すべき事がある際には報告文、写真等を掲載すること。掲載した内容はストックし、アクセスできる状態にしておくこと。
- ②HP を活用し、収集物の紹介、音楽分野の著名人による体験談等を発信し、展示スペースを広く市外、県外へ広報すること。HP の改善を必要に応じて行い、見やすく分かりやすい内容にすること。また、HP のレイアウトを変更する場合には本市と協議をすること。
- ③特別展示の開催・イベントの開催に伴いフライヤーを作成すること。

- ④必要に応じて市の主催事業等と連携しながら収集物を活用した館内企画展示や館内イベント等を6回以上行うこと。
館内企画展示等の日数は2回の土日を挟むこと。また、イベントに絡めた展示を行う場合は、イベント終了日+1日以上の日程を組むこと。
- ⑤出張展示会を開催し、収集物を外部で広く周知することで「沖縄市音楽資料館おんがく村」の認知度向上をはかること。開催回数は2回以上とし、市外の大型イベントにも参加すること。
- ⑥音楽イベントを開催し、市内外からの誘客に繋げること。なお、開催回数は1回以上とする。
- ⑦館内イベントや音楽イベントの際は動画配信も行うこと。
- ⑧「美ら島おきなわ文化祭 2022」が開催されることに伴い、関連した館内展示(イベント)及び出張展示(市内)を当期間内に各1回以上行うこと。
- ⑨イベント・館内企画展示・出張展示については2月末までの開催とする。

(6)その他

(1)~(5)の業務内容の他、本事業を効果的に推進するための事業の実施は、本市と協議の上、実施することは妨げない。

4 運営及び実施体制

- (1)総合統括担当と運営サポート要員を配置し、事業を効果的に推進すること。
- (2)その他状況に応じ、人件費の範囲内においてアルバイトスタッフを採用することも可能とする。
- (3)事業制作にあたっては、音楽芸能に精通する指導・コーディネーター的役割の人材を配し、事業を推進すること。
- (4)スタッフの手配、各種調整、報酬の支払い等のすべての手続きを行うこと。
- (5)修学旅行やまち歩き等の団体の要望があった際は、市へ連絡の上、午前中でも開館対応をすること。
- (6)テレビ・新聞などのマスメディアからの取材依頼に対し、対応すること。
また、館内企画展示やイベント開催の際にはマスメディアに対して取材依頼をすること。取材依頼に関しては、市へ事前連絡すること。
- (7)来館者に対しアンケートを記載してもらうこと。また、口頭での意見・感想等も文書にて記録・保存すること。Facebook や HP などに寄せられた意見もまとめておくこと。
- (8)業務にて車両を使用する場合は運行表に記載し、報告をすること。ただし、出退勤・私用時の利用は燃料費の対象外とする。

5 受託者の責務

- (1) 万一、事故等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 本契約にかかる経費を適正に支出していることを明らかにする帳簿及び領収書等の証拠書類を整理し、事業を実施した翌年度から 5 年間保管すること。

6 他イベント及び他機関との連携

- (1) 他イベント
 - ① 本市関連イベント
 - ② 県内大型イベント
- (2) 他機関、施設等
 - ① 沖縄市観光物産振興協会
 - ② 観光リゾートホテル
 - ③ ミュージックタウン音市場
 - ④ 市内観光施設
 - ⑤ その他関連施設

7 報告書に関すること

- (1) 報告書の作成(紙およびデータでの提出)
来館者集客数、観光客数、等
 - (2) 資源収集の一覧(各種別に分けて報告)
 - (3) タブレット視聴システムに当年度で取り込んだ音源、画像の報告。また、システムの変更に対する報告。
 - (4) 各イベントの実績報告及び、映像・写真等
 - (5) アンケート結果及び検証
 - (6) 事業効果及び課題
 - (7) 年間取材一覧及び、実際の取材の記事など
 - (8) 収集した収集物の数や内容を一覧にまとめること。また、本業務で購入した備品についてもまとめること。
 - (9) その他市が必要と認めるもの
- ※収集した写真について、量が多い場合はスキャンしたデータを CD もしくは DVD にて提出すること。

8 事業の基本方針

事業実施にあたっては本仕様書のほか、次に掲げる項目を遵守すること。

- (1) 沖縄振興特別推進交付金交付要綱
- (2) 沖縄振興特別推進市町村交付金要綱
- (3) 消費税法
- (4) 各種権利等の処理(JASRAC 等)

9 業務成果の帰属等

(1) 取得財産について

本業務で取得した全ての財産は、本市へ帰属するものとする。

(2) 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物に係る全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、本市へ帰属するものとする。

(3) 著作権の処理

本業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

10 検査及び委託業務実績報告書等の提出

業務受託者は、委託業務が完了したときは遅滞なく市に対し業務完了報告するとともに、実績報告書一式をすみやかに提出し検査を受けなければならない。

11 委託期間の終了

- (1) 本仕様書 P1 2 委託期間 について、事業の終了に際し、本業務の引継ぎや（ホームページ等及びタブレット視聴システムを含む）市へ帰属する備品等の引継ぎ等を行わなければならない。
- (2) 市の方針で本店舗からの撤退や移転が決まった場合には、市が指定する期日までに本店舗を現状に復旧し明け渡すとともに、本事業に係る諸解約手続き等を行うこと。

12 その他

本業務の履行にあたり本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議して定める。